

物件を保有されている個人オーナーの皆様へ

くしろ長期滞在ビジネス研究会とは

くしろ長期滞在ビジネス研究会(以下、「研究会」という)は、平成21年度に不動産事業者、宿泊事業者、観光事業者、交通事業者等の民間事業者が中心となって発足し、長期滞在事業を推進しています。

研究会では、長期滞在を希望される方の受入環境整備を行っている他、滞在中に参加できるさまざまな交流事業を実施しています。

釧路市役所は、この研究会の事務局としてお客様に、滞在中の滞在施設情報や生活情報等を提供しています。それらの取組の結果、釧路市は北海道体験移住「ちょっと暮らし」実績^{※1}で、滞在人数・述べ滞在日数ともに2011年度から2022年度まで12年連続で第一位となっています。

※1 北海道が中心となり、移住を検討している方々に地方に一定期間滞在することで、一時的な移住体験をしていただく事業。

長期滞在者の実績

2022年度	2,267人	23,726日
2021年度	1,362人	17,087日
2020年度	1,644人	17,445日
2019年度	2,219人	25,872日
2018年度	1,353人	20,333日

物件を長期滞在者にお貸しするにあたって

貸し出しにあたっては、長期滞在者からの要望等をもとに、研究会で基準を設けており、その基準に適した物件を長期滞在者向けに賃貸しております。

長期滞在物件の貸出基準

1. 研究会所属のマンション取扱い不動産会社へ管理委託等を行うこと。
2. オーナー個人の所有物を置いていないこと。
3. 最低限の家具・家電^{※2}を揃えていること。または別途レンタル対応すること。

※2 テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・カーテン・ベッド又は寝具

→その他詳細は各不動産会社へお問い合わせ下さい！

